

募集

もりぐちヤングミーティング (MY M・T・G) 参加者

カフェのようにリラックスした雰囲気の中で、参加者の皆さんでアイデアを出し合います。「守口の良いところ。これからの守口をどんな街にしたいか」などを考え、話し合います。

- 時 2月18日(日)13:00~16:00
- 場 市役所1階大会議室
- 対 39歳以下の市内在住・職・学、市内の団体に所属する人
- 定 先着30人
- 申 氏名、年齢、所属、携帯番号を記入の上、メールまたはファクス
- ☑ Mori_kouhou@city-moriguchi-osaka.jp
- 問 広報広聴課
- TEL 06-6992-1353
- FAX 06-6992-1272

MY M・T・G!!

守口市は、将来の市のためにワカモノからのカジュアルな意見を求めています。ワカモノ、ツワモノ募集!!

内容

ワールド・カフェ形式でカジュアルな雰囲気のなか、MY (守口のワカモノ) MTG (ミーティング) を実施!!

目的

地方創生や施策・事業の参考とするため、ワカモノからカジュアルな意見を出してもらおう。

ワールド・カフェとは

カフェのようなリラックスした雰囲気の中で、意見を尊重しつつ、対話するミーティングです。

応募対象者

守口市在住、関わりのある人または通学、通勤している中学生から社会人(39歳以下)で守口を魅力ある街にしたいと思う人

ミーティングテーマ

【作戦タイム】: ルール説明
前半: もりぐちのええとこ
【ハーフタイム】
後半: 未来のもりぐちをこうしたい!
ロスタイム: まとめ



パブリックコメントの実施

「守口市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」及び「守口市国民健康保険データヘルス計画」の計画期間が、いずれも平成29年度末までとなっています。

市では、平成30年度を初年度とする「守口市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」及び「守口市国民健康保険第2期データヘルス計画」の策定に取り組んでおり、計画(案)に対する市民の皆さんの意見を募集するため、パブリックコメントを実施します。

閲覧場所
保険課、守口市情報コーナー、各コミュニティセンターおよび市ホームページにも掲載します。

募集期間
2月20日(火)~3月22日(木)

- 提出方法**
- ① 閲覧場所への持ち込み
 - ② 郵送(〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5 保険課)
 - 注 3月14日(水)消印有効
 - ③ ファクス FAX 06-6992-1541
 - ④ メール ☑ Mori_hoken@city-moriguchi-osaka.jp
- 問 保険課給付係 TEL 06-6992-1545

募集 守口ファミリーウォークラリー参加者

スタート時に渡されるコースの曲がり角や目印を書いた「コマ地図」の順番に従って、市内の名所・旧跡などを訪ね、クイズやゲームなどを楽しみながらゴールを目指します。

- 時 3月11日(日)9:30開始式(9:00受付)
- 場 三郷小学校
- 対 家族・友人など5人以内のグループ
- 注 中学生以下のグループには保護者の同伴が必要
- 定 先着60組
- 備 雨天の場合は8:30に中止の決定をします。
- 主催 守口スポーツ推進委員連絡協議会
- TEL 090-8823-8938
- 申・問 所定の申込書(スポーツ・青少年課にあり)に必要事項を記入し、2月13日(火)~3月5日(月)にスポーツ・青少年課
- TEL 06-6995-3159
- FAX 06-6998-0345



4月から大枝公園西側がオープン

大枝公園指定管理者が決定
4月からオープンする大枝公園について指定管理者が選定され、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、昨年12月議会で承認されました。

指定管理者: (一財)大阪スポーツみどり財団
指定期間: 平成30年4月1日~平成33年3月31日

有料公園施設の使用時間及び休業日

使用時間 8:00~21:00
休業日 12月29日~翌年1月3日

有料公園施設の予約方法

予約の流れは、①→②→③となります。
①利用者登録
②抽選申込、抽選、抽選結果発表
③利用申請・利用料金事前支払
有料公園施設の予約の抽選申込期間は、市民の人は3カ月前の1日~10日となります。ただし、平成30年4月1日~平成30年6月30日の予約の抽選申込については、3月1日から始めます。そのための利用者登録を2月から受け付けします。詳細については、公園課まで問い合わせてください。

問 公園課
TEL 06-6992-1702

有料公園施設の使用料

施設名	区分	利用料金	
		平日料金	休日等料金
多目的球技場	全面利用 2時間	市内小・中学生等 一般	6,000円 9,000円
	球技場夜間照明設備	1時間	2,200円
テニスコート(屋内)	1時間/面	市内小・中学生等 一般	750円 1,120円
		テニスコート(屋外)	1時間/面
テニス夜間照明設備	1時間	市内小・中学生等 一般	800円 1,200円
		相撲場	1時間
パークセンター 会議室	1時間	市内小・中学生等 一般	400円 600円
		駐車場	60分
駐車場	延長30分ごと	100円	
	一日最大料金(平日のみ設定)	800円	設定なし

【備考】
1. 「休日等」とは、日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を言う。
2. 使用者の全員が市民等以外の場合における金額はこの表に定める額の1.5倍の額とする。
3. 入場料等の料金を徴収して使用する場合、営利を目的として使用する場合はアマチュア以外のスポーツで使用する場合における金額は、この表に定める額の2倍の額とする。
4. 前2項のいずれも該当する時の金額はこの表に定める額の3倍とする。5. 夜間照明設備および駐車場の使用に関しては、前3項の規定は適用しない。
※都市公園条例 別表第3(第17条関係) 有料公園施設の使用料より抜粋



注 計画の内容は変更することがあります。

有料公園施設の使用料の減免

守口市都市公園条例施行規則より、次のとおり使用料の減免を行います。
(1)市が公用に使用するとき又は市が主催する競技のため使用するとき 免除
(2)市内に居住する小学生及び中学生並びに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、療育手帳制度による療育手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳を交付されている者で構成する団体が使用する場合で、市長が特に認めるとき。ただし、営利目的での使用は除く。5割減額
(3)その他特に市長が、減免すべき理由があると認めるとき 免除又は減額

ただし、次に掲げる使用料については、減免を行わない。
・多目的球技場の夜間照明設備、テニスコート(屋外)の夜間照明設備、駐車場
・附属設備その他器具備品等の使用料

附属設備その他器具備品等の使用料

種類	単位	金額
スコアボード	1時間	1,000円
審判室及び放送施設	1時間	1,000円
更衣室	1時間	800円
シャワー	1回	100円
コインロッカー	1回	100円

【備考】
1. スコアボードならびに審判室および放送施設は、多目的球技場の使用者が使用できるものとする。
2. 更衣室、シャワー及びコインロッカーは、有料公園施設の使用者が使用できるものとする。
3. 更衣室の使用に係る金額について、占有して使用する場合はこの表に定める額とし、その他の場合は無料とする。
※守口市都市公園条例施行規則より抜粋